

令和5年度

(令和5年6月～令和6年5月)

市民税
県民税

特別徴収のしおり

納入は期限（翌月10日）までをお願いします。

松戸市

(市区町村コード 12207 ㊦)

所在地 〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

電話 047-366-1111(代表)

～お問合わせ～

●課税について…市民税課 047-366-7322(直通)
特別徴収税額の通知書、給与所得者異動届出書等の書き方など

●納入について…収納課 047-366-7325(直通)
特別徴収税額の納入、納期の特例申請など

※令和5年3月6日付けで作成しています。

〈しおりの内容〉

- 払込金融機関一覧・・・・・・・・・・・・・ 1頁
- 令和5年度市民税・県民税特別徴収義務者の指定
及び特別徴収税額の通知について・・・・・・・・・・・・・ 2頁
- 特別徴収事務担当者様へ・・・・・・・・・・・・・ 3頁
- 特別徴収事務の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・ 4～6頁
- 市民税・県民税の計算方法及び税率・・・・・・・・・・・・・ 7～8頁
- 納入書及び納入申告書の記入の仕方・・・・・・・・・・・・・ 9～10頁
- 給与所得者異動届出書記載例・・・・・・・・・・・・・ 11～13頁

以降、提出用書類等

- 住所宛名（市役所送付用）
- 「指定通知書（郵便局用）」
- 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」
- 「特別徴収切替届出（依頼）書」
- 「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」

なお、指定通知書以外の提出用書類は松戸市ホームページからもダウンロードできます。

払込金融機関一覧（順不同）

千葉銀行	京葉銀行	銚子商工信用組合
みずほ銀行	東日本銀行	中央労働金庫
三菱UFJ銀行	東京スター銀行	とうかつ中央農業協同組合
りそな銀行	みずほ信託銀行	
埼玉りそな銀行	東京ベイ信用金庫	
群馬銀行	朝日信用金庫	
筑波銀行	東京東信用金庫	
千葉興業銀行	亀有信用金庫	
きらぼし銀行	城北信用金庫	

上記金融機関又は松戸市役所及び各支所並びにゆうちょ銀行・郵便局で納入できます。
※金融機関の統廃合などにより名称等が変更になる場合がありますのでご了承ください。
（令和5年3月6日付けで作成しています。）

市税の納付は便利な「地方税共通納税システム」をご利用ください。

エルタックス
eLTAX

地方税ポータルシステム

※eLTAX（エルタックス）とは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

詳しくはホームページをご覧ください。 <https://www.eltax.lta.go.jp/>

特別徴収事務担当者様へ

1. 「市民税・県民税特別徴収税額の通知書」が送達されましたら、必ず貴社の給与台帳等と照合され、該当者の確認をお願いいたします。
退職・転勤者等が含まれておりましたら、至急異動届出書等でご連絡ください。
2. 4月上旬頃までに受理した異動届出書等については、事務処理を完了するよう努力してまいりましたが、一部未処理、未修正分を含めて発送しております。追って処理させていただきますのでご了解ください。
3. 中途退職者（普通徴収希望）の退職した翌月以降の未徴収税額は、後日松戸市からご本人宛へ送付される納付書により納めていただくこととなります。また10月中旬以降に受理した異動届出書分についての未徴収税額は、納期の関係上、一度に納入することとなりますので、退職される方にあらかじめお伝えください。
4. 異動届出書の給与所得者氏名については、漢字氏名の記載をお願いいたします。

特別徴収事務の取扱いについて

◎ 特別徴収の対象者について

令和5年1月1日現在において松戸市内に住所を有する方で、前年中に給与の支払を受けた者であり、当該年度の初日（4月1日の現況）において給与の支払を受けている方です。

◎ 特別徴収税額の通知書について

同封いたしました特別徴収税額の通知書は、特別徴収義務者用と納税義務者用になっておりますので、納税義務者用は5月31日までに納税義務者各人に交付してください。

◎ 月割額の徴収と納入期限について

6月から翌年5月までの給与の支払をする際に毎月徴収し、翌月の10日（日曜日、祝日のときは翌日、土曜日のときは翌々日の月曜日）までに納入してください。

※給与の支払を受ける者が常時10人未満である場合、年2回にまとめて納入することができる「納期の特例」の制度があります。「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」の用紙は市役所収納課に備えてありますので、希望される場合は必要事項を記入のうえ、提出してください（松戸市ホームページからもダウンロードできます）。なお、納入期限は下記のとおりです。

	納 入 期 限
6月分～ 11月分	12月11日（11月分の納入書使用）
12月分～翌年5月分	翌年6月10日（5月分の納入書使用）

◎ 納入場所について

特別徴収税額を納入されるときは、表紙裏面の「払込金融機関一覧」に記載されている金融機関及び松戸市役所又は各支所をご利用ください。

※ゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合

郵便局長あて「指定通知書」（同冊子後頁に用紙があります）を持参のうえ納入の手続きをしてください。

◎ 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

退職所得に係る個人の市民税・県民税については、他の所得と区分して退職手当等の支払の際に特別徴収していただくことになっています。退職所得控除額、勤続年数の計算方法、特別徴収票（源泉徴収票）の提出範囲等については、所得税と同様です。

納税義務のある方

退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在松戸市内に住所を有し、退職手当等の支払を受ける方です。

税額の計算

勤続年数5年以下の法人役員等 ※：(退職金－退職所得控除額)×税率(市6%、県4%)＝退職所得に対する市民税・県民税

勤続年数5年以下の法人役員等以外に支払われる退職手当等

：退職金から退職控除額を控除した後の金額が300万円以下の場合

(退職金－退職所得控除額)×1/2×税率(市6%、県4%)＝退職所得に対する市民税、県民税

：退職金から退職所得控除額を控除した後の金額が300万円を超える場合

(退職金＋150万円)－(退職所得控除額＋300万円)

上記以外：(退職金－退職所得控除額)×1/2×税率(市6%、県4%)＝退職所得に対する市民税・県民税

退職所得控除額の求め方

勤続年数	退職所得控除額
20年以下の場合	40万円×勤続年数（最低80万円、勤続年数1年未満の端数は切り上げ）
20年を超える場合	800万円＋70万円×（勤続年数－20年）

※法人役員等とは、次の1から3に掲げる者をいいます。

1. 法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、幹事及び精算人並びにこれら以外の者で法人の経営に従事している一定の者
2. 国会議員及び地方公共団体の議会の議員
3. 国家公務員及び地方公務員

納入書及び納入申告書の記入

納入書及び納入申告書の記入の仕方（9頁・10頁）を参考のうえ、納入書の退職所得分欄に特別徴収税額を記入し、裏面の市民税・県民税納入申告書に必要事項を記入してください。個人事業の方は【**個人事業の皆様へ**】を参照してください。

徴収した税額の納入

退職手当等の支払をする際徴収し、徴収した月の翌月の10日（日曜日、祝日のときは翌日、土曜日のときは翌々日の月曜日）までに納入してください。

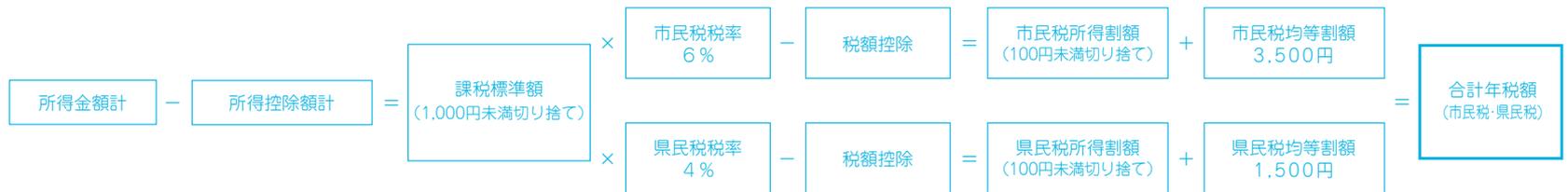
「お知らせ」

◎ 個人番号（マイナンバー）について

給与所得者異動届出書および特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書にあたっては平成29年1月1日以降に提出される分から個人番号（マイナンバー）および法人番号の記入が必要になりました。

市民税・県民税の計算方法及び税率

1. 市民税・県民税の計算の流れ



2. 所得控除額の内容

		納税義務者の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者 控除	配偶者の合計所得金額	48万円以下	一般 33万円	老人 22万円
		48万円超	38万円	11万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	48万円超 100万円以下	33万円	22万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円
		133万円超	0円	0円
基礎控除	納税者本人の所得金額	2,400万円以下	43万円	
		2,400万円超 2,450万円以下	29万円	
		2,450万円超 2,500万円以下	15万円	
障害者控除 (特別障害者) (同居特別障害者)	扶養控除	26万円 (30万円) (53万円)	一般	33万円
			老人	38万円
			特定	45万円
			同居老親等	45万円
			ひとり親	30万円
勤労学生	26万円			

雑損控除	(実質損失額 - 総所得金額等の合計額 × 10%) 又は (災害関連支出の金額 - 5万円) のうちいずれか高い方の金額		
医療費控除	医療費の実質負担額 - (10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額) 【限度額200万円】 ※ 地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合 特定一般用医薬品等購入費 - 1万2千円 【限度額8万8千円】		
社会保険料控除等	支払金額の全額		
生命保険料控除	新契約	12,000円以下	全額
		12,000円超 32,000円以下	支払金額の1/2 + 6,000円
		32,000円超 56,000円以下	支払金額の1/4 + 14,000円
	旧契約	56,000円超	28,000円
		15,000円以下	全額
		15,000円超 40,000円以下	支払金額の1/2 + 7,500円
		40,000円超 70,000円以下	支払金額の1/4 + 17,500円
70,000円超	35,000円		
一般生命保険料、介護医療保険料及び個人年金保険料について、それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 【限度額70,000円】 一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ上の算式により計算した控除額の合計額 【限度額28,000円】			
地震保険料控除	保険料	50,000円以下	支払金額の1/2
		50,000円超	25,000円
	旧長期契約	5,000円以下	全額
		5,000円超 15,000円以下	支払金額の1/2 + 2,500円
		15,000円超	10,000円
地震保険料、旧長期契約の両方がある場合は、限度額は25,000円			

3. 税額控除額の内容

◎税額控除（調整控除）

納税者本人の合計所得金額が2,500万円以下の場合、下記の区分に応じた金額
 合計課税所得金額が200万円以下の者
 次の①と②のいずれか少ない額の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額
 合計課税所得金額が200万円超の者
 ①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は5万円）の5%（市民税3%、県民税2%）に相当する金額
 ①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額	控除の種類	金額			
基礎控除	5万円	寡婦控除	1万円	一般	5万円			
障害者控除	普通	1万円	ひとり親	1万円	扶養控除	特定	18万円	
	特別	10万円	控除	母		5万円	老人	10万円
	同居特別	22万円	勤労学生控除	1万円	同居老親等	13万円		
控除の種類	納税者の合計所得金額							
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下					
配偶者控除	一般	5万円	4万円	2万円				
	老人	10万円	6万円	3万円				
配偶者特別控除	配偶者の合計所得	38万円超 40万円未満	5万円	4万円	2万円			
		40万円以上 45万円未満	3万円	2万円	1万円			

◎税額控除（配当控除）

種類	課税所得金額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
外貨建等以外の証券投資信託		0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
外貨建等証券投資信託		0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◎税額控除（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

区分	市民税	県民税
配当割額又は株式等譲渡所得割	3/5	2/5

◎税額控除（住宅借入金等特別税額控除）

前年分の所得税において平成21年から令和4年までの入居に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けた場合、①から②を控除した金額（前年分の所得税に係る課税総所得金額等の100分の5に相当する金額【97,500円を限度】を超える場合には、当該金額）に下欄の割合を乗じた金額
 ただし、居住年が平成26年から令和4年までであって、特定取得、特例取得、特例特別特例取得又は特例取得に該当する場合には、「100分の5」を「100分の7」と、「97,500円」を「136,500円」として計算した金額
 ①前年分の所得税に係る住宅借入金等特別控除額（特定増改築等に係る住宅借入金等の金額又は平成19年若しくは平成20年の居住年に係る住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとして計算した金額）
 ②前年分の所得税の額（住宅借入金等特別控除等適用前の金額）

市民税	3/5	県民税	2/5
-----	-----	-----	-----

◎税額控除（寄附金税額控除）

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額（寄附金の合計額が総所得金額の合計額の30%を超える場合には当該30%に相当する金額）が2千円を超える場合には、その超える金額の市民税は6%、県民税は4%に相当する金額
 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金※
 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の市町村又は道府県の条例で定めるもの
 4 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの
 ただし、1の寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、下表の左欄の区分に応じて右欄の割合を乗じて得た額の市民税は5分の3、県民税は5分の2に相当する金額をさらに加算した金額（所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額）
 ※ 令和元年6月1日以降に支出された寄附金については、総務大臣の指定を受けた地方団体が特例控除の対象（詳細は総務省ホームページを確認）

課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
195万円以下	84.895%
195万円超 330万円以下	79.79%
330万円超 695万円以下	69.58%
695万円超 900万円以下	66.517%
900万円超 1,800万円以下	56.307%
1,800万円超 4,000万円以下	49.16%
4,000万円超	44.055%
0円未満 （課税山林所得金額及び課税退職所得金額を有しない場合）	90%
0円未満 （課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有する場合）	地方税法に定める割合

4. 所得割の税率(総合課税分) 5. 均等割の税率

市民税 6% 県民税 4%

市民税 3,500円 県民税 1,500円

納入書及び納入申告書の記入の仕方

特別徴収税額に変更が生じた場合や退職所得分の納入金額がある場合など、納入金額の訂正が必要な場合は下記を参考に記入してください。
 ※ 印字されている納入金額 (1) に変更のない場合は、そのまま納入いただけます。

1. 記入は黒のボールペンまたは黒のペンを使用してください。
2. 訂正は3連用紙（「領収書」・「納入書」・「納入済通知書」）について同様に行ってください。
3. 退職所得に係る市民税・県民税のみを納入する場合や書損の場合は予備の用紙（同封の2枚）を使用してください。

◎納入金額の訂正が必要な場合

(納入書の記入例)

松戸市 個人市民税 納入済通知書 (公) 税目コード 11		
市区町村コード	口座番号	加入者名
1 2 2 0 7 6	00100-8-960325	松戸市会計管理者
令和●●年○○月分	指 定 番 号	納入金額(1)
	980001	106,500
122076	納 入 金 額	給与分 (一括徴収分を含む)
		億 千 百 十 万 千 百 十 円
		□ □ □ 2 3 4 5 0 0
納入すべき金額が納入金額 (1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	退 職 所 得 分	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	延滞金	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □
納期限 令和●●年○○月△△日	「¥」記号は記入しないでください。	
取りまとめ店 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター 〒330-9794	(2) 合計額	□ □ □ 2 3 4 5 0 0
領収日付印	(特別徴収義務者) 〒271-8588 松戸市根本387-5 ○○○○株式会社	

予備の用紙を使用される場合は何年何月分かを記入してください。

印字してある納入金額 (1) を2本線で消してください。

給与分の納入金額を記入してください。

納入する合計金額を記入してください。

(注) ・納入金額を記入する際に「¥」記号は記入しないでください。
 ・事業所の住所 (所在地)、名称 (氏名) が変更になった場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください (納入書の訂正は必要ありません)。

上記のとおり通知します。

(受付店→千葉銀行松戸支店(取りまとめ店)→松戸市)

◎退職所得に係る市民税・県民税がある場合

(納入申告書(納入書裏面)の記入例)

退職所得に係る 個人市民税 個人県民税 納入申告書											
(あて先) 松戸市長											
●●年○月△△日 提出			●●年○月分		人員			1人			
退職手当等支払金額			15000000							円	
特別徴収税額	個人市民税		2100000							円	
	個人県民税		1400000							円	
氏名 松戸太郎			勤続年数 20年		支払金額 15,000,000円					円	
退職した年の1月1日の住所 松戸市 松戸2345			市民税		210,000円					円	
			県民税		140,000円					円	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により、上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。											
(特別徴収義務者)					(受付印)						
所在地 〒271-8588 松戸市根本387-5											
名称 ○○○○株式会社											
法人番号 XXXXXXXXXX											

納入する年月を記入してください。

対象となる納税義務者の人数を記入してください。

対象となる納税義務者に支払われた退職手当等の支払金額の合計金額を記入してください。

納入する市民税・県民税の各金額を記入してください。

退職所得に係る市民税・県民税の納税義務者の内訳を個人別に記入してください。

退職所得分の納入金額があるときは、表面の印字してある納入金額(1)を2本線で消してください。

給与分の納入金額を記入してください。

退職所得分の納入金額を記入してください(納入申告書の特別徴収税額「個人市民税+個人県民税」の合計額と同額)。

納入する合計金額を記入してください。

(注)・退職所得分の市民税・県民税のみの場合は、予備の用紙を使用してください。

【個人事業の皆様へ】

個人事業主の個人番号の記載が必要となるため、納入申告書の提出方法が異なります。申告については、納入前に収納課へ連絡して個人事業主用の納入申告書をお取りよせください。納入時は納入書の表面のみ記入してください(裏面は記入不要です)。

(納入書の記入例)

●●年○月分		指 定 番 号	納入金額(1)	円
		980001	7,700	
122076	納	給与分(一括徴収分を含む)	7700	円
納入すべき金額が納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	入	退職所得分	350000	円
	金	延滞金		円
納期限 ●●年○月△△日	額	「¥」記号は記入しないでください。		
取りまとめ店 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター 〒330-9794	(2)	合計額	357700	円

住所宛名（市役所送付用）

◎松戸市市民税課へ異動届等を送付する際に、ミシン目より切り離してご利用ください。



〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 松戸市役所 市民税課 行	〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 松戸市役所 市民税課 行	〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 松戸市役所 市民税課 行
〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 松戸市役所 市民税課 行	〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 松戸市役所 市民税課 行	〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 松戸市役所 市民税課 行

特別徴収切替届出(依頼)書

		資	料	現年更正	新年更正
____年____月____日		※市町村処理欄			
提出 (宛先) 松戸市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 _____		
		フリガナ			
		名称 (氏名)			
		代表者の 職氏名印			
		法人番号			
		特別徴収義務者 指定番号	新規の場合、納入書(要・不要)		※市町村ごとに異なります
		担当者 連絡先	係		
			氏名		
			電話	(内線 _____)	
給与所得者	フリガナ				旧 姓
	氏 名				
	生年月日	昭和・平成	年	月	日
	1月1日現在の住所	〒 _____			
	現在の住所	〒 _____ ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。			
		普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。		
		特別徴収 開始予定月	月分(月 日納期分) から 特別徴収を開始します。		
		届出理由	1.入社 2.その他(_____)		
		月割額 の連絡	必要な場合のみ記入してください。 月 日 までに通知書が必要 ※通知書が間に合わない場合のみ電話連絡します。		

【添付書類】

- 普通徴収の納付書(二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。)
※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
※普通徴収の納期限は年4回あるため、特別徴収への切替は、2か月程度の余裕を持って行ってください(市町村ごとに通知の発送期日が異なるため)。
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に追加することはできません。
- 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

										市町村使用欄		資 料	更 正			
年 月 日 提出 松戸市長		給 与 特 別 徴 収 義 務 者 者	所 在 地 (住 所)	〒 - ※届出時点での所在地・名称を記入してください。							特別徴収義務者 指 定 番 号			※市町村ごと に異なります		
			名 称 (氏 名)									担 当 者 連 絡 先	係			
			代 表 者 の 職 氏 名 印										電 話	氏名		
			法 人 番 号													

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	年 月 日
-------	-------

事 項	変 更 前 (旧) ※ 変更項目のみ記入してください。	変 更 後 (新) ※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所 在 地 (送 付 先)	〒 -	〒 -
フリガナ		
名 称		
電 話 番 号	- - (内線)	- - (内線)

変更理由 (該当番号に○)
 1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください】
 7. 合併による変更【下欄を記入してください】 8. 分割による変更【下欄を記入してください】 9. その他 ()

統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 後 の 指 定 番 号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		統 合 ・ 合 併 ・ 分 割 さ れ る 事 業 所	所 在 地	〒 -									
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。			フリガナ										
	指定番号	※市町村ごとに異なります		名 称										
				電 話 番 号	- - (内線)									
				法 人 番 号										
		指 定 番 号	※市町村ごとに異なります	特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号			※市町村ごとに 異なります							

【提出先】 〒271-8588 千葉県松戸市根本387番地の5 松戸市役所 市民税課